

「徳島県県産材利用促進条例（仮称）」 のあり方について

答 申

平成24年9月19日
徳島県森林審議会

目 次

■「徳島県県産材利用促進条例（仮称）」のあり方	1
条例制定の必要性	1
条例を構成すべき事項	2
第1章 総則	
第2章 とくしま木材利用指針	
第3章 県産材の利用の促進の施策	
第4章 その他の措置	
■審議の経過	9
■委員名簿	10

「徳島県県産材利用促進条例（仮称）」のあり方

条例制定の必要性

本県は、県土の約7割が山地で占められ、阿讃山脈と四国山地が東西に走り、その山々の間を河川が縫うように流れている。

また、四国三郎・吉野川は本県を東西に貫き、阿波八郎・那賀川は、剣山の南斜面から紀伊水道に流れ出している。

本県の気候は、県北部の瀬戸内海気候から県南部の太平洋気候など多岐に及んでおり、特に、吉野川南岸から剣山の周辺地域にかけては、全国有数の多雨地帯となっている。

これらの地形や気候は、豊かで美しい自然環境を形成するとともに、樹木の生育に適した肥沃な土壌を形成し、本県の豊かな森林資源を形成している。

森林は、木材の生産機能とともに、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの公益的機能を有し、私たちの日常生活に欠くことのできない多くの「恵み」をもたらしている。

しかしながら、戦後植林された森林資源の多くが利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していることから林業生産活動は停滞し森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このため、本県においては、「林業の再生」、そして「林業の飛躍」を目指し、素材（原木・丸太）の生産現場（川上）では、路網の整備や高性能林業機械の導入、森林施業の集約化、担い手の育成などにより、効率的な木材搬出体制の構築を行い、県産材の安定供給を行うとともに、木材の加工流通の現場（川中）では、製材、プレカット、合板、木質ボードの製造など、多種多様な木材産業が立地する「徳島ならではの強みを活かし、県産材を「根元から梢まで」を総合利用する体制を構築してきた。

一方、県産材を利用する場面（川下）では、地球温暖化の進行や生物多様性の減少など人類の存続にも関わる環境問題が深刻化する中で、森林の有する多面的機能の重要性にかんがみて、県民や企業における「森林づくり」への積極的な参加が多数見られるなど、本県の「森林林業」に対する意識がこれまで以上に高まってきている。

このような状況の中、県、市町村、県民、事業者がそれぞれの立場で県産材を利用し、県産材の需要を拡大することは、「林業の復権」を通じた森林の適正な整備につながるとともに、中山間地域の活性化をはじめとする本県経済の発展及び循環型社会の形成に資するものである。

当審議会では、本県が持つ豊富で貴重な木材という資源を循環利用することにより、川下の取組が川上にさかのぼり、県民に多くの「恵み」をもたらし、「豊かな自然・気候風土」が現在及び将来にわたり保たれることを県民全体に伝えていくためにこの条例を制定するべきであると考えている。

第1章 総 則

1 条例の目的

この条例は、県産材の利用が、水源のかん養や土砂災害防止等による県土の保全、地球温暖化の防止など森林の有する多面的機能の発揮に貢献すること等にかんがみ、県産材の利用の促進について基本理念やその他必要な事項を定め、県産材の利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、本県の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を促し、中山間地域の活性化をはじめとする本県経済の発展を図り、もって県民が、現在及び将来にわたり豊かな環境に囲まれたゆとりある生活を実現することを目的とします。

<趣旨>

本項目は、この条例により達成しようとする目的を規定しています。

県産材の利用を拡大するためには、建築物やバイオマスエネルギーなど、多方面に積極的な利用がされるよう努める必要があります。

県産材の利用の拡大は、森林所有者、林業者等の所得が確保され、製材業、建築業等の振興等、徳島県の林業が活発に展開される事により、中山間地域に新たな雇用が生まれ、地域社会が活性化されます。また、森林の整備による森林の保水力の向上や山地災害の軽減、地球温暖化の防止など森林の持つ多面的な機能の維持・発揮につながります。

そして、本県の林業及び木材産業が持続的かつ健全な発展をすることは、本県経済の発展に寄与するのみならず、徳島県に暮らす人々、そしてこれから暮らしていくであろう人々が、豊かな環境に囲まれたゆとりある暮らしを実現することだと考えます。

2 定義

この条例で使用される用語については、解釈上の疑義が生じないように、定義規定を設けます。

- (1) 県産材 県内に所在する森林から生産された木材をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止・土壌保全機能、水源かん養機能、快適環境形成機能、保健レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能等森林の有する多面的機能をいう。
- (3) 森林所有者 所有する森林の面積にかかわらず、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。
- (4) 林業事業者 森林において、森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。）を行う者及び素材を生産する者をいう。
- (5) 木材産業事業者 木材、その他林産物の加工及び流通の事業を営む者をいう。
- (6) 建築関係事業者 住宅等の建築物の設計、施工に関わる者をいう。
- (7) カーボンニュートラル ライフサイクルにおいて、大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えない性質のことをいう。
- (8) 多段階利用 木材を建築用資材、家具、紙、肥料、燃料その他の用途にその形を変えながら可能な限り利用し、再使用及び再生利用することをいう。

(9) 木育 木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動をいう。

<趣旨>

本項目については、条例に出現するキーワードについて説明しています。

3 基本理念

県産材の利用にあたっては、次に掲げるところにより行うこととします。

- (1) 本県の森林が日々の生活に必要な豊かな水を育み、災害から県民の生命と財産を守り、多様な生物の生息の場になっていることにかんがみ、その役割に感謝し愛着を持って行うこと。
- (2) 伐採、植林、保育を繰り返すことにより、本県が育んできた貴重な森林資源が枯渇することなく、次世代に引き継がれるよう行うこと。
- (3) 木材は、再生産することが可能なカーボンニュートラルな資源であるとともに、エネルギーなどに再利用が可能な資源であることにかんがみ、循環型社会の形成に資することを旨として行うこと。

<趣旨>

本項目については、条例全体にわたる基本的な考え方を規定します。

徳島県には、豊かな土壌で育まれた徳島すぎなど利用できる貴重な森林資源が充実しています。自然豊かな本県の森林に県民は感謝し、愛着を持って利用を進めていくよう規定します。

また、県産材は、再生産が可能な資源ですが、今後も継続的に供給され利用されていくためには、伐採後の林地への植林や、その後の間伐などの森林整備が実施される事が必要です。

あわせて木材は、カーボンニュートラルな素材であり、循環型社会の形成に貢献することなど県産材の利用にあたっては、これらのことを十分念頭に置いて進める必要があります。

4 県の責務

県は基本理念にのっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとします。

<趣旨>

本項目については、条例に関する県の責務を規定します。

本条例における県の役割を「責務」として、他の主体よりも強い位置付けにし、条例を実行する上での礎となるよう施策を総合的かつ計画的に実施することとします。

5 市町村との連携・協力

県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するにあたっては、市町村と緊密な連携を図り、市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

＜趣旨＞

本項目については、市町村と県との協力体制を規定します。

徳島県では、すべての市町村において「公共建築物等における木材利用の方針」が策定されており、各市町村において木材利用の推進が図られています。このことから県は、市町村が県産材を利用する際に、より利用しやすいよう連携を図り、施策を支援するため、技術的な助言その他必要な措置に努めることとします。

6 県民及び事業者の役割

県民及び事業者（以下、「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、地域経済の活性化や森林整備の推進など県産材を利用する意義及び重要性を認識し、日常生活のあらゆる場面及び事業活動を通じて、県産材の適材適所での積極的な利用に努めるものとします。

＜趣旨＞

本項目については、県産材の利用にあたっての県民の役割を規定します。

県民及び事業者は、県産材を利用する主役です。県民等には、県産材を利用する事により地域経済の活性化や森林整備の推進など、利用の意義や重要性を十分理解していただき、日常生活全般又は事業活動を通じて県産材の適材適所での積極的な利用に努めていただきたいと考えます。

7 森林所有者の役割

森林所有者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、本県はもとより我が国の森林が有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など森林の有する多面的な機能の重要性を認識し、県産材が安定的に供給されるよう、所有森林の適切な整備や管理及び経営に努めるものとします。

＜趣旨＞

本項目については、県産材の利用にあたっての森林所有者の役割を規定します。

日本の国土の67%を占める森林は、国民の貴重な財産です。森林には、水源のかん養や土砂災害防止・土壌保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など多くの機能を有しています。森林は、所有者の個々の財産ではありますが、そのあり様は、県民、国民の生活に多大な影響を与えます。

徳島県は、私有林の比率が81%と高く（全国58%）、また小規模零細ではありますが、木材利用を推進する上では、森林所有者には、所有する森林の面積の規模にかかわらず、森林の重要性を認識し、木材が安定的に供給されるよう、間伐や植林などの整備や境界や歩道などの管理により健全な森林を保つための経営の取り組みに努めていただきたいと考えます。

8 林業事業者の役割

林業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、自らの事業活動を通じて、本県の有する森林資源を有効に利用できるよう樹種や林令など森林現況の把握を図り、効率的な生産により、素材の安定的な供給に努めるものとします。

<趣旨>

本項目については、県産材の利用にあたっての林業事業者の役割を規定します。

林業事業者は、県内の森林資源の現況把握に努め、その資源を安定的に供給できるよう、効率的な生産に努める必要があります。

9 木材産業事業者の役割

木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、自らの事業活動を通じて、県産材が有する特性に応じた加工や多段階利用など有効活用に努め、安定的に県産材の供給を確保するとともに、これまで培われてきた県産材を根元から梢まで総合的に利用する高い加工技術を伝承し更に発展させることに努めるものとします。

<趣旨>

本項目については、県産材の利用にあたっての木材産業事業者の役割を規定します。

木材産業事業者は、これまで培われてきた根元から梢まで利用できる高度な加工技術を伝承し更に発展させ、素材の有効利用に努める必要があります。

10 建築関係事業者の役割

建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、自らの事業活動を通じて、県産材に係る意識の醸成と知識の習得に努めるとともに、積極的な利用に努めるものとします。

<趣旨>

本項目については、県産材の利用にあたっての建築関係事業者の役割を規定します。

建築関係事業者は、自らが設計または施工する建築物において、積極的に利用が図られるよう木材に係る知識の習得を図ることが必要です。

第2章 とくしま木材利用指針

11 とくしま木材利用指針

県は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「とくしま木材利用指針」（以下「利用指針」という。）を策定するものとします。

また、県は、利用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表し、関係市町村に通知しなければならないものとします。

<趣旨>

本項目については、条例の内容を実行するための行動指針となる「とくしま木材利用指針」について規定しています。

指針には、今後10年間にわたる公共部門と民間部門の木材利用の目標やその取組内容、特に県庁内には、部局横断組織などの推進体制や役割を規定します。新たな取り組みはその都度追加するとともに、木造化に係る基準など国の法律改正に伴う変更がある場合についても改正を行い

ます。改正の際には、県民からの意見を聴取し、これを公表することとします。

＜主な内容＞

- (1) 県産材の利用の促進に関する基本的事項
- (2) 県産材の利用の目標
- (3) 県産材の適切な供給の確保に関する基本的事項
- (4) その他県産材の利用の促進に関し必要な事項

第3章 県産材の利用の促進の施策

1 2 県産材の利用の促進

県は、県産材の安定的な供給と利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 県産材の循環利用を図るための伐採や植林、間伐その他の森林整備にすること。
- (2) 素材生産に係る基盤整備や施業の集約化及び人材育成にすること。
- (3) 県産材の加工流通体制の整備にすること。
- (4) 公共建築物、公共工事、及びその他備品、並びに住宅等一般建築物における県産材の利用にすること。
- (5) 合板、木質ボード、バイオマスエネルギーなどへの有効利用にすること。
- (6) 県産材の利用を担う設計者や木材加工技術者その他の人材育成にすること。
- (7) 県産材のブランド化や県産材の産地認証制度の取り組みにすること。
- (8) 県産材の新用途開発や県外、海外への販路開拓の支援にすること。

＜趣旨＞

本項目については、県産材を安定的に供給し、利用の促進を図るための必要な措置について規定しています。

- (1) 循環利用は、県産材の安定供給をする上で最も重要な事項です。循環利用を可能とするためには、伐採後の植林やその後の間伐などの森林整備に対して、継続した支援が必要です。
- (2) 木材を効率的に搬出するための高性能林業機械の導入や林道・作業道等の整備、素材生産に携わる人材の育成が必要です。また、施業を集約化することで、小規模な森林であっても効率的な森林整備を行うことができます。
- (3) より高品質な製品づくりのために高度な加工を行う施設の整備が必要です。また、効率的な施設を整備することにより、生産性の向上を図る必要があります。
- (4) 様々な建築物、備品等で県産材を利用するための取り組みを図ります。特に公共建築物においては、県産材を安定的に供給できるよう材工分離発注など新たな取り組みを進める必要があります。
- (5) 低質材を合板や木質ボード、バイオマスエネルギーなどへの有効活用を行うことで、森林の整備が進み、循環が図られると考えます。
- (6) 県産材を建築物に利用していくための設計・施工分野での人材を育成する必要があります。
- (7) 県産材が幅広く利用されるため、徳島すぎのブランド化の取り組みや徳島産であることを明らかにするための産地認証制度を普及する必要があります。
- (8) 消費者のニーズにあった新商品・新用途の開発やデザイン性の高い商品の開発のほか、県外、海外など大消費地に向けた販路開拓の取り組みにより、新たな需要を掘り起こす必要があります。

1 3 県施設における県産材の利用の推進

県は、県産材利用を推進する模範となるため、自ら整備する公共建築物の木造化・木質化及び机等備品での県産材の利用に努めるものとします。

「とくしま木材利用指針」に定めるところにより、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断とされるもの以外は木造化を原則とします。

<趣旨>

本項目については、県が自ら整備する公共建築物において積極的な県産材の利用を行うことにより、利用者が県産材の良さに触れる機会を増やすことを通じて、公共建築物以外の建築物における木材利用を促進するという波及効果も期待されることから、県が模範となって県産材を率先利用することを規定しています。

県が整備する建築物については、防火上の規制が設けられていない地域において、耐火建築物とすること又は主要構造物を耐火構造物とすることが求められていない低層建築物（延べ面積が3,000㎡）の木造化を原則とします。また、使用出来ない場合のその理由を公表することを求めます。

1 4 情報の提供

県は、木材産業事業者による県産材の安定供給及び建築関係事業者による県産材の利用の推進が図られるよう、県産材の消費の動向、県産材その他の木材の調達方法及び流通の把握に努めるとともに、県産材の利用の推進に関する情報の提供に努めるものとします。

<趣旨>

本項目については、県産材等木材に係る情報の提供について規定しています。

県産材の利用の推進において、県内のみならず他県における消費の動向など木材流通の正確な情報把握は重要です。県では、この情報収集及び情報提供に取り組むことが必要です。

1 5 普及啓発

- (1) 県は、森林の多面的な機能の発揮及び県産材を利用する意義や県産材が有する調湿性、断熱性、紫外線を吸収する効果、景観によってもたらされる癒しなど県産材の有する機能の研究及び普及に努めるものとします。
- (2) 県は、県民が県産材についての理解を深めるとともに、積極的に利用する意欲を高めるため、県産材利用推進月間を定めるものとします。
- (3) 県は、県産材に親しむためのイベントの開催等普及啓発に努めるものとします。
- (4) 県は、県民が県産材を使う意義や木の文化を学ぶなど「木育」の推進に努めるものとします。

<趣旨>

本項目については、県産材等木材に係る情報の提供について規定しています。

県産材を使うことで、森林の整備が進み、森林の持つ多面的な機能が発揮されます。また、木材には、私たちの住環境を改善したり、二酸化炭素を固定するという役割があります。これらの

ことを研究し普及していくことはとても重要です。

また、県産材を県民により身近なものとして知っていただくため、10月を県産材の利用推進月間に定め、イベント等の開催のほか、子どもから大人まですべての県民が県産材を使う意義や木の文化を理解し、木材を利用していただけるよう「木育」に努めることが必要です。

16 推進体制

- (1) 県は、県産材の利用を促進するための拠点づくりに努めるものとします。
- (2) 県は、県、市町村、県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、大学等高等教育機関が連携し、また協働して県産材利用を推進できる体制づくりに努めるものとします。
- (3) 県は、大学等高等教育機関及び学校と連携し、県産材を学ぶ機会の創出に努めるとともに、協働して県産材の利用の推進が図られるよう努めるものとします。

＜趣旨＞

本項目については、県産材の利用を推進する体制について規定しています。

県は、平成24年4月に産・学・民・官が連携して県産材の新たな需要を創造するための「木材利用創造センター」を設置しました。このセンターを利用推進体制の中心とし、試験研究、人材育成、情報発信、普及啓発など様々な取り組みを進めていくことが必要です。

また、県は、県民、森林所有者等が、それぞれの役割を発揮できるよう、連携し、協働して県産材の利用ができる取り組みを支援していくことが必要です。

また、次の世代が木材を利用したいと思う心を培うため、県産材について学ぶ機会を創出したり、生徒等の新しいアイデアが実際に活用されるような取り組みが必要です。

第4章 その他の措置

17 顕彰

県は、県産材の利用の促進に関し、特に優れた取り組みを行った個人、団体の顕彰を行うこととします。

＜趣旨＞

本項目については、県における顕彰制度について規定しています。

県では、県産材の積極的な利用に努めた個人や、県産材の利用の拡大を促進する新たな工法や斬新なデザインで施工した事業者など、県産材の利用に関し、様々な観点で優れた取り組みを行った者を対象とした顕彰制度を設けることとします。

18 実施状況の公表

知事は、毎年度、利用指針に基づく施策の実施状況を取りまとめ、徳島県森林審議会に報告するとともに、公表することとします。

＜趣旨＞

本項目については、実施状況の公表について規定しています。

県では、県産材利用の取り組みを広く県民に周知するため、利用指針に基づく施策の実施状況を公表することとします。

■審議の経過

徳島県森林審議会は、平成 24 年 3 月 28 日に飯泉知事から「条例のあり方」について諮問を受け、第 1 回目の検討を開始しました。

その後、県内 3 カ所における地域意見交換会、県民に対するアンケートを実施し、第 2 回目の森林審議会において、あり方（素案）をとりまとめました。

そして、あり方（素案）をもとに 30 日間のパブリックコメントを経て、検討を重ね、今回、答申をとりまとめました。

- ・平成 24 年 3 月 28 日

飯泉知事より、「徳島県県産材利用促進条例（仮称）のあり方」について諮問を受けるとともに、第 1 回目の検討を実施。

- ・平成 24 年 6 月 6 日

老人福祉施設「楽樹」（阿波市）にて地域意見交換会を開催

- ・平成 24 年 6 月 7 日

ゆたか野コミュニティセンター（阿南市）にて地域意見交換会を開催

- ・平成 24 年 6 月 8 日

寺町防災交流センター（美馬市）にて地域意見交換会を開催

- ・平成 24 年 6 月 12 日～6 月 25 日

県産材利用促進条例（仮称）に係るアンケート調査を実施し、e モニター、国・関係団体から回答を得た。

- ・平成 24 年 7 月 23 日

これまでの意見聴取を元に、あり方素案の検討を実施。

- ・平成 24 年 7 月 26 日～8 月 24 日

あり方素案のパブリックコメントを実施し、15 名（2 団体含む）から 86 件の意見を得た。

- ・平成 24 年 9 月 18 日

パブリックコメントの結果を反映し、答申（案）の検討を実施。

■徳島県森林審議会委員名簿

平成24年9月1日現在

(会 長) 和泉 隆啓 徳島県森林組合連合会 理事

尾崎 士郎 鳴門教育大学 副学長 (大学院教授)

片山 悦子 NPO法人徳島県消費者協会 理事

佐藤 弘美 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 助教

篠崎 佐千代 徳島県林業研究グループ連絡協議会女性部 会長

玉井 孝治 徳島県町村会 副会長 (板野町長)

田村 耕一 公益財団法人徳島経済研究所 専務理事

富田 美穂 富田林業 代表

根岸 徳美 UN 建築研究所 建築士

(副会長) 松田 功 徳島県木材協同組合連合会 副理事長

(五十音順)